

答 申 書

平成26年 9月 8日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達監視委員会

委員長 矢部 丈太郎



平成26年6月18日付け14総用送第91号をもって諮問のあった公立学校（船堀小学校外）の改築工事・公共調達に関する異議申入れについて、江戸川区公共調達基本条例第25条の2の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 異議申入れの内容

公立学校（船堀小学校 外）の改築工事・公共調達に関して、大要以下の申入れがあった。

- 一. 船堀小の改築工事を請け負った伊勢崎組の倒産に関して
- 二. 伊勢崎組が落札決定した根拠に関して
- 三. 入札者が少ないことは制度的な欠陥の問題
- 四. 入札者数と落札率は制度の根幹にかかわる問題
- 五. 管工業を一体とする意見について
- 六. 予定価格を上乗せすれば入札が増えるという意見に関して

2 審議結果

当監視委員会は、公立学校改築工事の入札経過及び事務局の調査資料を基に、審議した結果、以下の事実を確認した。

伊勢崎組の倒産に伴う区の直接的な損失については、保証保険によりほぼ回収されたが、改築工事の工期延伸に伴う仮設校舎のリース期間延長、材料費及び労務費の高騰、消費税率の引上げ等により、最終的に3,500万円超の損失が発生したことが認められた。

伊勢崎組の経営状況については、入札前の経営審査により確認し、平成24年7月3日の契約後に保証会社の審査を経て保証保険に加入しているため、その時点で区は経営状況に問題があるという認識はなかったことが認められた。

船堀小学校改築工事の入札において、伊勢崎組は価格点が2位、社会的要請点が1位、総合評価点で1位となり落札したが、価格点が1位ではない業者が総合評価点で1位となり落札した工事が他にもあることが認められた。

また、企業の経営状況は、総合評価ではなく、入札参加資格において確認される仕組みであることが認められた。

入札に関しては、参加者を公募する一般競争入札方式によるものであり、工事を請け負いたいという希望を有している業者のみが応募するので、結果として少数入札となる場合もあることが認められた。

近年の都内他自治体の同規模工事の落札状況から、落札率は一般的に上昇傾向にあることが認められた。

社会的要請型総合評価入札方式においては、当初より区外業者の参加を認めているが、社会的要請点での加点が難しい等の判断により、敬遠されたものと推測される。

また、入札者数については、入札者（入札参加資格のある業者として応札した業者）の数を記載するものであり、他方、開札して初めて「辞退」や「予定価格超過」が判明するため、「入札者数」には辞退や予定価格を超過した応札者も含まれることになることが認められた。

公共調達審査会において、工事の効率性、経済性の観点から「管工事（空調設備工事と給排水設備工事）の一括発注」という意見が出たものであり、その「意見」と結果的に同一業者が落札したことの関連性は認められなかった。

公共工事においては、国や都の基準を用いて適正に積算を行っているが、材料単価や労務単価は変動するので、工事の積算と業者の見積りまで期間があったため、材料単価や労務単価に乖離があったことが予定価格を超過した応札の主因であったと推測される。

3 答申内容

当監視委員会は、以上の審議結果から、本異議申入れに対しては、各々以下のとおり答申する。

- 一. 入札参加業者の経営状況については、公認会計士等への意見聴取のほか、経営情報の収集に努めること。また、契約後も定期的に経営情報の収集を行うこと。
- 二. 公共調達の制度改善については、昨今の職人不足を勘案するとともに入札実績やアンケート調査結果を参考に、必要があれば江戸川区公共調達審査会に諮問すること。
- 三. 落札者決定基準は、区の諮問に対する江戸川区公共調達審査会の答申に基づき、区が決定するものであるから、必要があれば所要の手続きを進めること。